

平成22年度定期防衛監察の結果について

平成23年8月24日

防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1 全般	1
第 2 入札談合防止	
1 概要	1
2 監察の基本的考え方	1
3 監察の実施方法	1
(1) アンケート	1
(2) 実地監察	2
4 監察の結果	2
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	2
(2) 法令等の理解・教育	9
(3) 入札談合の防止に対する職員の意識	11
(4) 内部部局の態勢	11
5 改善策	12
(1) 入札談合防止に向けた施策等について	12

(2) 法令等の理解・教育の充実及び入札談合の防止に対する意識の向上	15
(3) 内部部局の態勢	16
6 その他	16

第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要	17
2 監察の概要	17
(1) 基本的考え方	17
(2) 実地監察の概要	17
3 実地監察の結果	17
(1) 各機関等に共通する事項	17
(2) 航空自衛隊	20
(3) 陸上自衛隊	23
(4) 海上自衛隊	24
(5) 内部部局	25
(6) 防衛大学校	26
(7) 自衛隊地区病院	26

(8) 自衛隊地方協力本部	27
4 今後の予定	28
第4 個人情報保護の状況	
1 概要	29
2 監察の概要	29
(1) 基本的考え方	29
(2) 実地監察の概要	29
3 実地監察の結果	29
(1) 各機関等に共通する事項	29
(2) 自衛隊地区病院	30
(3) 自衛隊地方協力本部	31
(4) 地方防衛局	32
4 今後の予定	33
別紙第1 アンケート実施対象機関等（入札談合防止）	34
別紙第2 アンケート結果の概要（入札談合防止）	35
別紙第3 実地監察の対象機関等（入札談合防止）	37

別紙第 4	実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	・ ・ ・ ・ ・	38
別紙第 5	実地監察の対象機関等（個人情報保護の状況）	・ ・ ・ ・ ・	39

第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成22年度に実施した「入札談合防止」、「法令遵守の意識・態勢」及び「個人情報保護の状況」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 入札談合防止

1 概要

平成21年度に引き続き、装備品等及び役務の地方調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務（以下「建設工事等」という。）に関する施策等を対象として定期防衛監察を実施した。

2 監察の基本的考え方

平成21年度までの監察の成果を踏まえつつ、法（独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等）の趣旨に照らして業務が適正に実施されているか否か、入札談合防止のためどのような対策が講じられているかについて監察を実施するとともに、上記対策を実施するに当たって、どのような問題点や障害があり、これらを解決するためにどのような改善策が必要かについて検討した。

また、平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「防衛大臣指示」という。）を踏まえ、改善が図られているかという視点でも監察を実施した。

さらに、防衛省は、航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（以下「第1補給処事案」という。）に関し、平成22年12月14日、事案の調査結果及び改善措置を取りまとめた報告書を公表した。監察の実施に当たっては、同事案の発覚後、どのような取組を行っているかについても留意した。

3 監察の実施方法

(1) アンケート

ア 対象機関等及び回答者数

別紙第1のとおりである（総回答者数 1, 836名）。

イ 結果

別紙第2のとおりである。

(2) 実地監察

ア 対象機関等

別紙第3のとおりである。

なお、対象機関とした地方調達を実施している陸上自衛隊補給統制本部、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の各補給処及び海上自衛隊の一部部隊の調達部門を「地方調達機関」、建設工事等を実施している地方防衛局（以下「本局」という。）及び地方防衛支局（以下「支局」という。）を「地方防衛局等」とそれぞれ総称する。

イ 内容

職員との面談及び契約関係書類の精査等を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は59日、面談相手の延べ人数は286名である。

4 監察の結果

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

(ア) 一般競争契約や公募による競争性の拡大

地方調達機関及び地方防衛局等では、一般競争や公募等により、一層の競争性の確保に努めているとしているが、具体的な入札状況を見ると、一部の地方調達機関では、一般競争や公募案件のうち件数で約7割以上が一者応札あるいは一者応募となっており、地方防衛局等でも、一般競争に付された建設工事のうち件数で約1～2割が一者応札となっている。これらの案件の中には、新規参入が難しい防衛専用装備品の調達や、いわゆるへき地での工事など、複数者の応札が期待しづらい案件が含まれているが、他方で、中には汎用品調達案件や、一者応札となった理由が判然としない建設工事もあり、競争性を更に拡大する余地があると考えられる。

(イ) 競争性拡大のためのその他の取組

地方調達機関及び地方防衛局等は、仕様書や設計図面の作成に当たって、特定業者に有利となる記載を含まないように努めている。また、一部の地方調達機関及び地方防衛局等では、新規参入者を更に拡充するため、入札公告を自らの庁舎内やホームページ上だけでなく地元商工会議所や近隣部隊等にも掲示したり、公告期間を延長するほか、入札参加資格を緩和するなどの取組を行っている。さらに、こうした取組を行っている機関の一部では、建設工事等の入札情報を記載した「お知らせ」を庁舎入口や市役所に置いて周知を図ったり、業界団体を通じて発注見通しの周知や意見交換を行う場を公に設けるなどの取組も

行っていた。加えて、一部の地方調達機関では、新たに通達を発出することで、上記のような各種施策を機関全体で計画的に実施するための仕組みを設けるといった積極的な取組を行っていた。

しかし、こうした取組も、各担当課がそれぞれの所掌の範囲で行っているのみで、各部署が協同して競争性が乏しいことの原因分析等を行っているわけではなく、また、地方防衛局等の職員の中には、施設等を計画通り完成させるため入札不調の排除を意識するのみで、一者応札自体を問題視していない職員もいるなど、競争性拡大の観点から更に改善する余地がある。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 調達業務における相互牽制

地方調達機関及び地方防衛局等では、基本的に、契約、原価計算・積算の各業務は組織的に分離した部署で実施されており、相互牽制の面で特段の問題は見られない。

ただし、ある支局では、一部の建設工事等に関する契約事務の一部を積算担当課が所掌することとされており、契約担当課では工事費・業務費内訳明細書の点検をせず、業者名を伏せないまま積算担当課に同明細書を交付するなど、相互牽制の趣旨が一部徹底されていなかった。

(イ) 指名随契審査会等

地方調達機関には、指名競争契約や随意契約に付そうとする契約案件について、契約方法の適否や契約相手方の適否等を審議するため、調達審査会、指名随契審査会等の委員会がそれぞれ設けられている。しかし、一部の地方調達機関では、この審議内容の記録が作成されていないため、答申を受ける支出負担行為担当官等がその詳細を知ることが容易でないほか、審議結果の事後検証が困難となるおそれがある。

地方防衛局等においても、発注する建設工事等について、競争参加資格の設定・確認等を確実にを行うとともに、競争参加者選定の公正を期するため、競争参加資格・指名審査委員会が設置されている。しかし、一部の地方防衛局等を除いては、建設工事等以外の指名競争契約や随意契約に付す案件を審査する枠組みが設けられていないため、そのような案件があった場合に審査が困難となるおそれがある。

(ウ) 仕様書等の点検

地方調達機関及び地方防衛局等では、仕様書や設計図面の作成に当たり、その内容が特定の者に有利とならないよう努めている。

しかし、その仕様書等の内容については、一部の地方調達機関では、基本的に仕様書を作成した担当課が点検するのみであり、地方防衛局等でも、担当課以外からは主として事業計画への適合性の観点からの

点検を受けるにすぎず、担当課以外の者が競争性や公正性の観点から点検する仕組みは設けられていない。

なお、一部の地方調達機関においては、「購入予定業者名」等の欄が設けられた調達要求書を使用していたが、このような欄を設けておくこと自体、調達要求元があらかじめ契約相手方を決定しているかのような誤解を招くおそれがあり、適切ではない。

(エ) 会計監査機能の強化

地方調達機関及び地方防衛局等に対しては、防衛大臣が毎年度定める会計監査の重点事項を含む会計監査が適切に行われていた。

特に、一部の本局では、監査項目に、会計検査院の指摘事項等を反映させるとともに、仕様書の内容が競争を制限する内容となっていないか、予定価格が適正に管理されているかなど、入札談合防止に資する内容をも盛り込み、かつ、これらの事項を分かりやすくまとめたチェックシートを作成して監査に活用するなど、会計監査の充実を図る積極的な姿勢が認められた。

ウ 業界関係者との対応

(ア) 情報保全措置

地方調達機関及び地方防衛局等においては、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領（防経装第8303号。19.8.30）（以下「対応要領」という。）に基づき、会議室やパーティションで区画された面談スペース等で適切に対応していた。

また、一部の地方調達機関及び地方防衛局等では、これに加えて、執務室入口等に業界関係者（以下「業者」という。）の立入を禁ずる旨や、対応要領の内容を掲示することで、業者と職員双方に対して注意喚起を行うほか、書棚のガラス戸に目張りをして、内部が見えないようにするなど、情報保全のため更に工夫している部署もあった。こうした取組は、情報保全措置が施された場所での対応を徹底せよとの防衛大臣指示の趣旨に沿うものとして評価できる。

ただし、一部の地方防衛局等では、防衛施設局当時の古い対応要領を掲示しているにすぎない部署があり、また、一部の地方調達機関でも、月間予定表が見える場所で業者と接触しているという情報保全の観点から好ましくない事例もあるなど、更に改善を要する点もある。

(イ) 接触状況

地方調達機関及び地方防衛局等のいずれも、基本的に、対応要領等に従い、業者と接触する際は複数の職員で対応している。

しかし、一部の地方調達機関では、入札等の業務に直接従事しない部署において、単独での業者対応が常態化していることがうかがわれ、

また、一部の地方防衛局等でも、職員数が少ないことや業務量が多いことを理由に、単独で業者対応をする例が見られた。ただし、このように単独での業者対応をしている部署の中には、管理者の目が届く執務室内のオープンスペースで対応することで対応要領等の趣旨を大きく損なわないように留意している部署もあった。

(ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領では、業者が防衛省の退職者（以下「OB」という。）であるかを確認することとされているが、直接相手に尋ねることには抵抗がある、逆にOBを特別扱いすると誤解されるおそれがあるなどの理由から、確認が積極的には行われていない。

この点、一部の地方調達機関では、業者からの働きかけがなくとも対応記録簿や面会票などを作成するという進んだ取組を行い、上記対応記録簿等に業者がOBかどうかを記入する欄を設け、そこに業者自ら記入させることにより、OBかどうかを相手に尋ねることなく確認できるような工夫がなされていた。

(エ) 接触報告書

業者から働きかけを受けた場合に作成すべき接触報告書の作成例はなかった。

エ 契約事務手続の実施状況

(ア) 予定価格等の取扱い

多くの地方調達機関及び地方防衛局等においては、予定価格や積算価格等につき、鍵のかかる書庫等に適切に保管するなど、漏えい防止に努めており、その取扱いに特段の問題はない。

しかしながら、一部において、予定価格あるいはこれを推知させる資料の漏えい防止の観点から、好ましくない事例が認められた。

- ① 一部の地方防衛局等では、工事の概算額等（非公開）を記載した発注計画の書類を、扉のない書棚に保管している部署があった。
- ② 一部の地方調達機関及び一部の地方防衛局等では、決裁前の予定価格案や積算資料等の電子データを保管する共有フォルダへのアクセス制限が十分ではなく、担当職員以外の職員でも、そのデータ内容を知り得る状態となっていた。
- ③ 一部の地方調達機関では、予算管理の目的で、予定価格作成担当課以外の職員が、決裁後の予定価格又は予定価格案を入札実施前に調達システムに入力していた。

(イ) 入札実施状況

a 入札実施態勢

地方調達機関及び地方防衛局等では、複数の職員で入札を実施している。特に、一部の地方調達機関では、契約担当者2名に加え、

入札案件に直接関係のない他部署の幹部2名を加えた計4名で実施しており、入札の透明性・公正性確保の観点で評価できる。

なお、電子入札に際しては、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「予決令」という。）第81条により、入札事務に関係のない職員の立会が必要となるが、こうした職員の立会なしに電子入札を実施している事例が認められた。

b 入札実施回数

地方調達機関及び地方防衛局等では、装備品等及び役務の調達における改善措置について（防経装第8632号。18.9.7）及び入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（装本施計第3536号。19.9.1）に基づき、入札実施回数を原則として2回までとしている。

この点、一部の地方調達機関及び地方防衛局等では、予定価格と最低入札金額の差が僅差である、工期の関係で契約締結を延期できないなどの事情があるとして、2回を超える入札を実施した例があった。これら案件に関しては、いずれも2回を超える入札を実施する合理的理由があると考えられたが、そのような例外的措置を講じた経緯や理由等を記載した書面等が残されておらず、その意思決定の妥当性を客観的に検証することが困難な状態であった。

また、一部の地方調達機関では、恣意的な運用を防止するため、2回を超える入札を実施できる場合を事務要領で明確化する工夫をしていた。他方、2回までという原則は当初の入札に適用されるだけで、再度公告を経た上での入札には適用されないなどと通達の内容を誤解し、再度公告入札においては回数の制限なしに入札を実施していた地方調達機関もあった。

(ウ) 予算執行状況

総務省による「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査の結果（勧告）」（総評第85号。22.7.13）や、航空自衛隊第1補給処事案の動機付けの一つに余剰予算の執行が挙げられたことを受け、一部の地方調達機関では、予算残額をゼロにすることは止めたとしている。

しかし、職員の中には、「予算残額をゼロにするのは当然のことである」旨述べる者もあり、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとする過去の慣行を改めようとする意識は、いまだ十分とはいえない。

また、一部の地方調達機関において、年度末近くの特定の契約締結の結果として、特定の予算科目の残額がゼロとなっているものがあり、それらの契約の中には、本来は一つの契約として競争入札に付すべき一般汎用品の調達につき、年度末が近く、入札公告の期間が確保でき

ないことを理由に、調達要求を分割した上で複数件の少額随意契約として処理したなどという、不適切な処理がなされた案件があった。このような処理がなされた背景には、予算残額をできる限りゼロにしようとする姿勢があったものと考えられる。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 談合情報の取扱い

a 公正取引委員会への通知状況

地方調達機関では、談合情報を公正取引委員会に通知した案件はなかった。

地方防衛局等では、談合情報を公正取引委員会に通知した実績があり、これらについては基本的に談合情報対応マニュアルに従って適切に対応がなされていた。

b 談合情報対応マニュアルの理解度等

地方調達機関及び地方防衛局等では、談合情報対応マニュアルにつき、公益通報者保護制度と混同している職員や、「知らない」、「聞いたことがある程度」などと述べる職員が多く、その理解度はおしなべて低い。

なお、一部の地方防衛局等では、契約担当の課長補佐が、同マニュアルを分かりやすくまとめた資料を独自に作成して部下に配布するという積極的な取組を行っており、同マニュアルを周知せよという防衛大臣指示に沿うものとして評価できる。

c 談合情報対応マニュアルに対する意見

地方防衛局等では、面談等において、談合情報対応マニュアルの内容につき、①外部からの情報提供があった案件だけでなく、自ら談合の疑いを発見した案件にも同マニュアルが適用されるとは読み取りづらい、②同マニュアル上に、業者に対する事情聴取を極力控えて欲しい旨の公正取引委員会の要望が反映されていないため、これに配慮せずに事情聴取を行ってしまいかねない、③手続をまとめたフローチャートがないため内容が分かりづらいなど、同マニュアルの改善を求める意見があった。

d 独自規則と談合情報対応マニュアルとの整合性

一部の地方調達機関は、上級機関からの通知文書により、談合情報対応マニュアルを踏まえて定めた措置要領を示され、これに従って談合情報に対応することとされているが、この措置要領には、談合に関する情報の信ぴょう性の判断に関し、その信ぴょう性の有無を判断し難い場合を除いて、契約担当官等が単独で判断できるという内容の規定が設けられていた。これは、信ぴょう性の有無の判断に関して、合議制の審議機関又は上級機関と審議又は協議すること

として、契約担当官等による恣意的判断を防止しようとした同マニュアルの趣旨に照らして好ましくない。

(イ) 工事費・業務費内訳明細書の点検

建設工事等に関する工事費・業務費内訳明細書については、地方防衛局等の契約課等及び各担当課が、装備施設本部からの通知文書に基づいて点検しており、点検の結果、入札談合疑義案件が発見された実績があることから、入札談合防止に一定の効果を上げていると考えられる。

ただ、具体的な点検方法については、例えば金額の類似性を点検するにしても、様々な観点から充実した点検を行う課がある一方で、内訳項目の総額を比較するにすぎない課があるなど、点検の深さは課によってまちまちとなっている。

(ウ) 入札結果の事後的検証

a 地方調達機関

一部の地方調達機関では、入札結果の事後検証態勢を強化せよとの防衛大臣指示に基づき、過去の入札結果をデータ化するなどして、入札結果の検証に取り組む姿勢が見られた。

その中でも、ある地方調達機関では、機関の長等からの指示に基づいて分析ツールの作成に積極的に取り組み、その結果、通常の業務で入力するデータをそのまま分析ツール上で利用可能とすることで事務作業量を軽減し、落札率、年度別の受注シェアなど談合の兆候というべき種々のポイントを分析できるという、優れた分析ツールを新たに開発していた。また、別の地方調達機関でも、既存の契約審査会等の場を活用して、過去の入札データ等から不自然な入札案件を抽出し、これら抽出案件を各部署がそれぞれ分析した上、その結果を上記審査会等で更に審議するという取組を新たに開始していた。こうした取組は、いずれも防衛大臣指示の趣旨を踏まえて更に工夫を凝らしたものとして高く評価できる。

他方、そのほかの地方調達機関では、基本的に契約の都度、予定価格と入札価格との乖離具合を確認する程度、あるいは具体的な取組は行っていないなど、いまだ実効的な検証が行われておらず、機関によって検証の程度に大きな差が生じていた。防衛大臣指示で改善を命ぜられていながら自ら事後検証を行っていない理由として、「どのように検証すればよいのか、やり方が分からない」旨の意見があった。

b 地方防衛局等

地方防衛局等では、契約事務支援システム（K J S S）が整備されているため、入札結果の事後的検証を行うための環境はほぼ整え

られているといえる。ある本局では、契約担当部署の長が、過去の同種案件のデータをまとめた一覧表を作成するなどして、自ら進んで入札結果を検証していた。

しかしながら、そのほかは、入札監視委員会等の検証に任せているだけで、地方防衛局等が入札結果を検証しているとはいえ、各調達機関自らが入札結果の検証態勢を強化せよとの防衛大臣指示の趣旨に沿った改善がなされていない。事後検証を行っていない理由として、地方調達機関同様、どのように検証すればよいのか分からない旨の意見があった。

(エ) 公益通報者保護制度

一部の地方調達機関及び地方防衛局等では、公益通報者保護制度の内容や通報窓口の所在を含む具体的な手続等について分かりやすい資料を作成して、職員に教育を実施したり、制度の概要を記した紙を執務室や洗面所等に掲示するなどして、制度の周知に努めており、同制度に対する職員の理解度も高いものであった。

他方、そのほかの多くの地方調達機関及び地方防衛局等では、同制度についての特段の教育等は実施されておらず、職員の多くが公益通報者保護制度について「知らない」「聞いたことがある程度」と述べるなど、同制度の理解度も十分とはいえなかった。

(2) 法令等の理解・教育

ア 教育実施状況

(ア) 地方調達機関

一部の地方調達機関では、防衛大臣指示も踏まえ、機関の長を始めとした管理者の指導の下、入札談合防止や調達の適正化をテーマとする教育を積極的に実施している。

例えば、ある機関では、全職員を対象として基本的な集合教育を行った後、一定期間を置いて関係法令等の細部教育を行っており、また、ある機関では、全体教育のほかに課単位での反復教育を実施し、理解度確認のテストを行っているなど、各機関で様々な工夫をしている。そのほかにも、教育資料を電算機システム上に掲示して、職員が常時閲覧できるようにするなどの工夫も見られた。こうした取組は、いずれも防衛大臣指示に沿うものとして評価できる。

他方、入札談合防止や調達の適正化をテーマとする集合教育等は実施されず、主に朝礼や終礼等での注意喚起や資料の回覧にとどまるなど、十分な教育がなされているとはいえない地方調達機関もあった。当該地方調達機関の管理者は、第1補給処事案や防衛大臣指示の内容等を紹介する上級機関の教育に参加していたにもかかわらず、その内容を、自らの機関内で十分に周知させていなかった。

以上のように、教育に取り組む姿勢にも、機関等によって温度差が認められる。

(イ) 地方防衛局等

地方防衛局等では、平成20年度以降、装備施設本部からの依頼に基づき、コンプライアンスセミナーを実施している。このセミナーは、自衛隊員倫理規程を含むコンプライアンスに関する一般的な内容のほか、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法の解説や、それらの違反事例等を紹介するなど、充実した内容のものである。

一部の地方防衛局等では、局長又は支局長の指示により、地方防衛局等の全職員に同セミナーを受講させていた。しかしながら、そのほかの地方防衛局等では、装備施設本部からの依頼文書が調達部長宛になっていたこと等を理由に、調達部など建設工事等の担当課職員に受講させたのみで、建設工事等以外の調達に関係する職員については受講させていなかった。この点について、「本局の組織は縦割りであり、装備施設本部からの依頼では、装備施設本部から指導を受ける調達部以外の部署に対して教育を実施しづらい。局全体で教育を実施するためには、内部部局からの指示が欲しい」旨の意見があった。

また、一部の地方防衛局等のコンプライアンスセミナーで使用された教育資料には、入札談合等関与行為の意義や入札談合等関与行為防止法の制定経緯等について不正確な記述が散見された。この点に関し、「正確で充実した教育資料が提供されると助かる」旨の意見があった。

なお、地方防衛局等では、装備施設本部からの依頼を受けた上記コンプライアンスセミナー以外に、入札談合防止に関する教育が実施された例は認められなかった。

(ウ) 教育体制

地方調達機関では、入札談合防止に関する教育の担当部署を明確にし、教育テーマごと担当する幹部職員が教育資料を作成して講義を行っており、また、課単位など小規模な教育では、幹部以外の職員も講義等を行っている。

他方、地方防衛局等では、入札談合防止についての教育担当部署は定められておらず、自主的な教育実施の意識も乏しい。

イ 法令等の理解度

事前に行ったアンケート結果では、「入札談合に関する法律の内容について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が合計約52～53%にとどまり、また、「公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合も合計約40～48%にとどまった。

実地監察においても、教育を自ら計画的に実施していた一部の地方調

達機関の職員の理解度は概ね良好であったものの、それ以外の地方調達機関の職員の理解度は全般的に低く、入札事務に直接従事しない調達要求部門の職員に特にその傾向が認められた。

また、地方防衛局等の職員については、コンプライアンスセミナーを受講した職員であっても、入札談合等関与行為の類型・内容や調達関係職員の懲戒処分の基準等について「内容はよく分からない」旨述べる者が散見されたことに照らすと、入札談合防止に関する法令等の理解度は全般的に低いものとうかがえる。

(3) 入札談合の防止に対する職員の意識

事前に実施したアンケート結果では、約86%～87%の職員が入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答しており、面談等で確認したところでも、「談合には関与しない」とする意識がうかがえる。

特に、機関の長を始めとした管理者の指導の下、防衛大臣指示の趣旨に沿った積極的な取組が見られた機関では、競争性の拡大や入札結果の検証などに関して進んだ取組がなされているだけでなく、職員の多くが入札談合防止に関する通達類を理解しているなど、入札談合を防止していこうとする意識が総じて高いものと考えられる。

他方、上記のような指導・取組がない機関では、競争性の拡大や入札結果の検証等の姿勢も十分でない、入札談合防止に関する教育も十分でなく、通達等の理解度も低いなど、自己が談合に関与しないとするだけで、国損回避の観点から入札談合を防止していくことに対する意識は依然として低い傾向にある。こうした機関の職員は、面談において、「倫理規程を遵守すれば談合を防止できる」、「市販品の調達であるから談合は生じない」、「一般競争入札に移行した以上、談合は起こらない」などと不適切な発言をするなど、入札談合を身近な問題として捉えていないことがうかがえた。

このように、本年度の監察では、従来と比較して、機関等によって職員の意識の差が開きが生じてきている傾向がうかがえる。

(4) 内部部局の態勢

本年度の監察では、法令遵守の意識・態勢に係る監察の中で、入札談合防止に向けた内部部局の取組についても確認を行った。

内部部局では、防衛大臣指示や第1補給処事案を受けて、各主要部署がそれぞれ一応の取組を行っているが、各部署が自己の所掌にこだわる縦割りの傾向が強く、入札談合防止を全省的かつ横断的に徹底させるための態勢としては十分ではないと考えられる。

すなわち、入札談合防止は、建設工事・装備品・一般事務用品といった垣根なしに広く調達全域で問題となり得るものであり、かつ、調達要求から契約実施、ひいては監督検査に至るまで、調達の全過程において問題と

なり得るものである。施策の確実な実施を担保する観点からは、中央による指導等の必要性もあろうし、規則や施策を広く周知徹底するためには、教育を所掌する部署の関与も必要となると考えられる。このように考えると、入札談合防止の施策の全省的な徹底を図るためには、調達に関係する内部部局の各部署が所掌の限りで個別に対応するのでは実効的でなく、教育所掌部署を含む各部署が協同して、広く全省的な観点からの施策の検討・実施や指導等を行うことが望まれる。

しかしながら、内部部局には、こうした部署が協同して検討等をするための仕組みは存在せず、各部署の態勢は、それぞれ自己の所掌にこだわる縦割りの傾向が顕著であった。例えば第1補給処事案を受けた改善策については主に経理装備局装備政策課が所掌し、監察の時点では、装備品調達を中心とした検討となっており、建設工事等の手続に適用するための検討を行っておらず、建設工事等を所掌する同局の施設整備課との間でも、具体的な協議等を行っていなかった。

このように、現在の内部部局の態勢は、入札談合防止を全省的かつ横断的に徹底させるための態勢としては、十分ではないと考えられる。

5 改善策

前記監察の結果を踏まえ、以下の改善策を示す。

既に防衛大臣指示に加え、第1補給処事案に関する調査結果を踏まえ改善措置が決定されたところであるが、各機関等における取組には相当の差があると考えられるため、今後、各機関等においては、上記各改善措置を更に徹底することはもとより、本改善策を併せて実施することで、このような差をなくし、全省的なレベルアップを図っていくことが期待される。

(1) 入札談合防止に向けた施策等について

ア 競争性の拡大

実質的な競争性を拡大するためには、一般競争契約を拡大すれば良い、入札不調を避ければ良いとするだけではなく、少数の入札参加者あるいは応募者しかいない案件、特に一者応札や一者応募となっている案件を問題視していく必要がある。

その際、地方調達機関では契約課等の調達実施部署と調達要求部署が、地方防衛局等では契約担当部署と建設工事等の担当部署がそれぞれ協同して、入札参加者が少ないことの原因を分析することが必要である。

さらに、他機関等での取組内容をも参考にした上で、契約の取りまとめによる契約規模の拡大や、入札公告場所の拡大（近隣の駐屯地、自治体及び商工会議所等）、入札参加資格の緩和など、入札参加者の増加に資する措置を検討・実施することが必要である。

こうした分析や検討の際には、業界団体等との意見交換の場を公に開

催するなどして、業界側の意見を広く聴取することも有効である。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 調達業務における相互牽制

地方防衛局等における相互牽制機能を更に充実・徹底する観点からは、調達部及び調達部系各課（支局の建築課等）以外の課が所掌する契約案件に関して、事務分掌の見直しを検討することが望ましい。

(イ) 指名随契審査会等

審査会の結果だけでなく、審査会での議論やその開催に先立つ関係部課内での議論等も含めて記録化し、契約方法等に関する支出負担行為担当官の判断資料にするほか、審査内容の事後的な検証を可能にすることが望ましい。

また、地方防衛局等においては、建設工事等以外の案件についても、指名競争契約や随意契約に付すべき案件があり得るため、契約方式の選定や相手方の選定の適否を審査するための審査会の設置を検討する必要がある。

(ウ) 仕様書等の点検

仕様書や設計図面の内容については、作成した担当課以外の部署からも競争性・公正性の観点から点検を実施する必要がある。

なお、調達要求書の購入予定業者名等の記載欄については、業者との癒着などの誤解を回避するためにも、その欄自体を削除することを検討する必要がある。

(エ) 会計監査機能の強化

会計監査の実施に際しては、平成23年度会計監査項目の重点について（防経監第2175号。23.3.3）により、新たに第1補給処事案に係る報告書や防衛大臣指示でそれぞれ示された改善措置事項の一部について点検するとされたため、これを適切に実施する必要がある。また、入札監視委員会の指摘事項等についても必要に応じて監査事項に反映させることが望ましい。

さらに、一部の本局での取組のように、監査事項をまとめた分かりやすいチェックシートを整備するなど、監査の実効性を高めるための工夫をすることが望ましい。

ウ 業界関係者との対応要領

地方調達機関及び地方防衛局等自らが、面談スペースにおける情報保全措置の状況等を点検し、職員が対応要領にのっとって業者と接触しているかを調査して、不適切な点等がある場合は速やかに所要の措置を講じる必要がある。

また、対応要領の内容については継続して周知徹底を行う必要があり、特に、入札等の契約事務に直接関わらない部署においても、業者との接

触がある以上は様々な不正行為に及ぶ可能性が否定できないと認識し、その旨管理職から担当職員に至るまで強く自覚させることが重要である。そのためには、一部機関での取組のように、執務室内等に対応要領の内容を掲示することも有効である。なお、こうした掲示をして業者側にも注意喚起することで、OBを優遇するとの疑念を払拭し得ると考えられる。

さらに、業者がOBかどうかを尋ねにくいのであれば、一部機関で行われていたように、その確認欄を設けた面会票等を作成し、業者にその都度記入させるなどして確認することも一案である。

エ 契約事務手続の実施状況

(ア) 予定価格等の取扱い

予定価格あるいはこれを推知させる資料の漏えい防止の観点からは、これらを知り得る者をできる限り限定するように努めるべきであり、そのためには、予定価格や積算価格等に関する電子データを保管する共有フォルダへのアクセスを最小限に限定することや、これらの価格が記載された書類等を厳格に管理する必要がある。

その上で、予定価格等に関する情報を知り得る者に対しては、これを厳格に取り扱うよう教育を徹底する必要がある。

(イ) 入札実施状況

入札回数については、再度公告による入札であっても原則として2回を限度とすることを認識させるとともに、2回を超えて入札を実施する場合は、そのような例外的措置の妥当性を検証する余地を残すため、その理由や経緯等を記録しておく必要がある。

また、電子入札を実施する場合には、予決令第81条に基づき、入札事務に関係のない職員を立ち会わせる必要がある。

(ウ) 予算執行状況

年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行を行うことは厳に慎んでいくべきであり、その旨関係職員に十分理解させる必要がある。

オ 入札過程の監視及び結果の検証

(ア) 談合情報の取扱い

談合に関する情報の処理を適切に行うため、談合情報対応マニュアルの内容について、職員の理解度を向上させる必要がある。この際、談合に関する情報は、必ずしも契約事務を直接担当する職員に提供されるとは限らないため、地方調達機関及び地方防衛局等に所属する全職員に周知することが望ましい。また、誤った処理を未然に防止するためにも、同マニュアルに定められた諸手続等を視覚的にも分かりやすくまとめた細部要領を作成することが望ましい。

なお、現行の同マニュアルは、その規定上、外部からの情報提供があった案件に限らず、自ら発見するなどした談合疑義案件にも適用されるのかが一義的には読み取りづらいため、その内容を分かりやすく改善することを検討する必要がある。また、安易に事情聴取を行うことを避けるため、公正取引委員会からの要望を盛り込むことのほか、職員の理解を容易にするため、手続の流れを示すフローチャートを添付することについても検討する必要がある。

また、機関等で独自に同マニュアルの細部要領を定める場合には、同マニュアルの趣旨を損なわないよう留意する必要がある。

(イ) 工事費・業務費内訳明細書の点検

工事費・業務費内訳明細書の点検については、各課での点検方法（独自の視点から点検するなどの工夫も含む。）を地方防衛局等で共有し、より効果的な点検方法を検討することが望ましい。

(ウ) 入札結果の事後的検証

既に一部の地方調達機関においては、入札結果の事後的検証について、積極的かつ優れた取組が行われているため、そのほかの地方調達機関においても、これを参考にするなどして積極的に入札結果の検証を行う必要があり、地方防衛局等においても、K J S S を積極的に活用して入札結果の検証を行う必要がある。

また、実際に検証を行う際は、過去の談合事案に見られた状況や、防衛調達審議会や入札監視委員会等における検討の視点などを参考にするなどして、より実効的な検証を行うよう努めることが望ましい。

さらに、調達機関における入札結果の検証を促進し、検証能力の全体的なレベルアップを図るための全省的な教育・研修の実施を検討することが望ましい。

(エ) 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度の趣旨や利用方法について、職員が正しく理解できるように、定期的な研修や教育の場でこれを周知する必要がある。

また、一部機関での取組のように、制度の概要や通報先等を記載した書面を洗面所など適宜の場所に掲示することも有効である。

(2) 法令等の理解・教育の充実及び入札談合の防止に対する意識の向上

入札談合を防止するためには、職員が、入札談合等関与行為防止法等の内容を十分理解するとともに、国損回避の観点から、民間事業者間で行われる入札談合についても積極的に防止すべきことを認識し、官製談合を含む入札談合の防止に対する高い意識を持つ必要があり、その上で、組織として入札談合防止のための具体的な諸施策や取組を実施していく必要がある。

そのためには、職員に対する教育は他機関等からの依頼に基づいて行うのではなく、自らが計画して行うという意識を持ち、入札談合防止や調達適正化等に関する教育・研修担当部署を定め、自主的に教育を実施するための態勢を整える必要がある。

その上で、定期的な集合教育を実施するとともに、新着任者教育やその他の年次教育等に入札談合防止や調達適正化に関する内容を採り入れ、その充実を図るなどして、調達要求部門も含めた調達関係職員全員に対し、法令・通達や諸施策を体系的に理解させる機会を設ける必要がある。

教育の内容については、単に談合概論や法律等の紹介にとどまるのではなく、防衛省の通達等の内容や、それらが実務上どのような場面で談合と関わってくるのかなどに触れるとともに、他機関や他省庁で生じた具体的事例を交えるなど、実際の業務に即した内容となるよう努める必要がある。

(3) 内部部局の態勢

第1補給処事案を受けた改善策については、速やかに具体化して実施する必要があるが、その際には、これまで具体的な検討対象とされていなかった建設工事等に関する部分も含め、広く全省的な観点で検討し、その上で省内の全ての調達機関等で改善策を実施させる必要がある。

先般、各調達機関での入札談合防止に関する教育を更に充実させるため、入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（防経装第6186号。23.5.17）が発出されたところであり、このような取組は評価できる。

今後は、施策実施のムラや抜けをなくし、全省的に入札談合防止を徹底するため、内部部局各部署において各調達機関等に対する継続的かつ横断的な指導を行うことが望ましい。

さらに、入札談合防止は建設工事や装備品等の垣根なしに調達全般について問題とすべきものであることから、全省的に入札談合防止を徹底するという観点からは、教育を所掌する部署も含めた関係各課が情報を共有し、協同して施策を検討・実施していく枠組みを設けることが望ましい。

6 その他

防衛監察本部が監察の過程において検証し、不自然さが認められた入札について、監察対象機関等に検証を依頼した結果、平成22年度の監察に関しては5件が、監察対象機関等から公正取引委員会に通報がなされている。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要

平成22年度においては、平成21年度における実地監察結果を踏まえつつ、航空自衛隊を重点対象として監察を行った。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

各自衛隊については、平成21年度定期防衛監察の結果について（平成22年8月24日。以下「平成21年度報告」という。）において指摘したそれぞれの組織の特性を踏まえつつ、更に実地監察を行った。

また、新たに監察対象とした内部部局及び防衛大学校については、職員の意識、業務の実施状況、教育等についての組織の現状及びその特性を把握すべく、実地監察を行った。

さらに、個人情報保護の状況に係る監察を実施した自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部についても、隊員の意識、業務の実施状況、教育等についての組織の現状及びその特性について、法令遵守の観点から併せて監察を実施した。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第4のとおりである。

イ 内容

職員との面談及び現場等の確認を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は122日、面談相手の延べ人数は962名である。

3 実地監察の結果

(1) 各機関等に共通する事項

ア 秘密情報等の流出防止

平成21年12月の防衛大臣指示により、関係機関の長等に対し、秘密情報等の流出防止に関し必要な改善措置を講ずるよう指示がなされたことを受け、平成22年7月、関係機関の長等が実施した改善措置が防衛大臣に報告された。

しかしながら、一部の自衛隊の機関において、改善措置の関係部署への周知が十分でない状況が確認された。

関係機関の長等から防衛大臣に報告された改善措置が遺漏なく実施されるよう、各関係機関の長等は隷下の部隊・機関に対し改めて周知徹底を図る必要がある。

イ 秘密保全

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）第45条の2によれば、「管理者は、秘に指定された文書、図画又は物件の取扱いの経過を明確にするため、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定める閲覧簿を備え、これに取り扱った職員の氏名、日時、場所等を記録させる」ものとし、「職務の性質上当該秘に指定された文書、図画又は物件を取り扱うべきである者であることが自明であるとして管理者が認める者」については、例外として当該閲覧簿への記録を省略することを認めている。

しかしながら、一部の部隊及び上級司令部において、当該秘密文書等を保管している部署の者が閲覧する場合に、閲覧簿への記録を全て省略するという運用が広く行われていた。

上記運用は、閲覧簿への記入の省略を例外的に認める秘密保全訓令の趣旨に合致しないものであり、このようなことのないよう、秘密保全訓令を所管する防衛政策局と各幕僚監部との間で十分協議の上、各自衛隊の部隊・機関に周知徹底する必要がある。

ウ 情報保証

(ア) 業務用可搬記憶媒体・業務用パソコンの管理状況等

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）第43条により、業務用可搬記憶媒体については部隊等情報保証責任者が集中保管を行わなければならないこととされているにもかかわらず、一部の部隊・機関において執務室、係といったより小さな単位又は個人ごとに分散して保管していた事例や、後に述べる陸上自衛隊における事例（(3)エ）など、情報保証訓令の趣旨と必ずしも整合しない事例がいくつか認められた。

この背景には、各自衛隊等の末端レベルまで情報保証訓令の規定の趣旨が十分理解されていないことも一因としてあると考えられる一方、事例によっては、訓令の規定が業務の実態に照らし必ずしも現実的でないことに起因する可能性も考えられる。したがって、情報保証訓令を所管する運用企画局と、各幕僚監部を始め各部隊・機関を指導すべき立場にある中央の担当部署が十分な意思疎通を図り、現場における業務の実態にも十分配慮しつつ、情報保証訓令の適切な運用に努める必要がある。

(イ) 部外者が保有する可搬記憶媒体の使用

部外者が保有する可搬記憶媒体を防衛省の情報システムにおいて使

用することについて、省全体としての統一した認識がないため、各部隊等において情報保証の観点から適切でない運用が行われるおそれがある。

現場における業務の実態にも十分配慮しつつ、運用企画局と各幕僚監部等との間で協議の上、速やかに対策を検討する必要がある。

エ 通知文書の配布・周知

中央からの業務上必要な通知文書が、各自衛隊の関係部隊等に対し適時適切に配布・周知されなかった事例がいくつか認められた。

これについては、第一義的には当該文書の送付先の受付担当部署における当該文書の趣旨・内容についての理解不足及び配布の要否についての不適切な判断等が原因と考えられるが、その背景には、文書の発出元の担当部署と送付先の受付担当部署との間の意思疎通の不足も一因としてあると考えられる。

また、平成21年度報告においても指摘したように、一部の自衛隊においては、通知文書の個別配布に代えて「隊報」を利用している場合があったり、文書の保存期間が非常に短く設定されていたりして、これらが関係部隊等への通知内容の確実な周知及び業務遂行に当たっての容易な参照の妨げになっている可能性もある。

中央から各部隊等への業務上必要な通知文書の配布・周知の現状等については、今後、更に監察を実施する。

オ セクシュアル・ハラスメント

一部の部隊等において、セクシュアル・ハラスメント防止のための教育が行われていなかったり、行われていてもセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人1第1889号。11.3.31）に定める職員に対する指針が十分に周知徹底されていないなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号）に従った対応がとられていなかった。

また、セクシュアル・ハラスメント相談員は指定されていても、これらの者に対する教育が全く行われていなかったり、また、その氏名も部内に周知されていないなど、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を実質的に機能させるための努力を怠っている部隊等が存在した。

近年、セクシュアル・ハラスメントは社会問題となっており、自衛隊内においてもセクシュアル・ハラスメント事案が生起していることから、各部隊等において訓令に従った教育が行われ、かつ、セクシュアル・ハラスメント防止態勢がより実質的に機能するよう、中央から繰り返し指導していく必要がある。

カ 公益通報者保護制度

入札談合防止の項においても指摘したように、自衛隊の一部の地方調

達機関等においては、隊員に対し積極的に公益通報者保護制度を周知しようとする取組が見られたものの、全般的にみて、各部隊等における同制度についての教育は不十分であり、同制度に対する隊員の理解度はおしなべて低い。また、上級司令部等からの指導も積極的になされているとは認められない。

各部隊等において同制度に対する隊員の理解度が高められ、行政機関として適正かつ円滑に同制度が運用されるよう、中央がより積極的に関与していく必要がある。

(2) 航空自衛隊

ア サービス指導に関する組織

平成21年度報告では、航空自衛隊基地サービス規則（平成5年航空自衛隊達第6号）においてサービス指導の責任者及びその職責が明確に定められておらず、編合部隊（航空方面隊等）、編制部隊（航空方面隊隷下の航空団等）、編制単位群部隊（航空団隷下の飛行群等）等の各級指揮官のサービス指導に関する権限・責任が曖昧であることを指摘した。

この点については、平成22年度の監察において更に監察を行ったところ、航空自衛隊内において問題意識がおおむね共有されており、一部の編制部隊においては、独自に規則改正を行い、改善を図っていた。

今後、航空自衛隊全体として、各級指揮官のサービス指導に関する職責の更なる明確化を図ることが望ましい。

イ 隊員間のコミュニケーション及び幹部と空曹士との関係

平成21年度報告においては、平成20年度に実施した法令遵守の意識・態勢に関するアンケート結果として、航空自衛隊において隊員間のコミュニケーションが不足していると回答した者の割合が陸上自衛隊及び海上自衛隊に比較して高いことを指摘した。平成22年度の監察においては、特にこれを裏付けるような事実は認められなかった。

また、幹部と空曹士との関係については、階級差により両者の間のコミュニケーションに問題が生じているような特段の状況は認められなかった。

ウ 情報の伝達

平成21年度報告において、航空自衛隊では、組織上の指揮系統と実際の作業における実施手順等（いわゆる「統制系統」）という2つの系統が並存し、これらを通じて業務に必要な情報も伝達されていることや、これら2つの系統の区分が運用上曖昧になっている場合があることから見て、上級指揮官の下級指揮官に対する指揮監督が円滑に機能しなくなるといったリスクが存在するとも考えられることを指摘した。平成22年度の監察においては、特にこれに起因すると考えられるような問題は

認められなかった。

エ 法令遵守に関する隊員の意識等

(ア) 上位規則に対する認識

a 事例

各自衛隊は、秘密保全、情報保証、個人情報保護等の各分野において、関係業務の実施に係る細部事項を定めた各自衛隊達等の内部規則を有している。これらの内部規則は、本来、関係法令、訓令等により委任された範囲内で、その規定内容や趣旨と整合するように定められるべきものである。

しかしながら、平成22年度の監察において、航空自衛隊においては、以下のような事例が見られた。

- ① 情報保証訓令第8条により、部隊等における業務用可搬記憶媒体の管理並びに私有パソコン及び私有可搬記憶媒体の取扱いに関する事務については、「部隊等情報保証責任者」－「部隊等情報保証責任者補助者」という体制で実施することとされている。

しかしながら、航空自衛隊においては、「管理責任者」－「管理業務実施者」－「管理業務実施補助者」という情報保証訓令施行以前からの独自の体制を維持し、情報保証訓令にいう「部隊等情報保証責任者」を航空幕僚長通達（「電子計算機情報流出防止について（通達）（登録外報告）」（空幕通第260号。21.11.24））において「管理責任者」と読み替えることにより対応しているが、情報保証訓令にいう「部隊等情報保証責任者補助者」については、上記通達に読替規定がないことから、同通達にいう「管理業務実施者」及び「管理業務実施補助者」は、情報保証訓令上の位置付けを与えられないまま、情報保証関係の実務を担う形になっている。

- ② 情報保証訓令第37条により、防衛省の各情報システムごとに置かれている情報システム情報保証責任者が、当該システムの利用及び管理に関する規則を定めなければならないこととされている。

しかしながら、航空自衛隊においては、当該規則に当たるものを一括して航空幕僚長通達の形で整備しており、情報システム情報保証責任者は各情報システムごとに規則を定めていなかった。

- ③ 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号。以下「個人情報安全確保訓令」という。）第18条により、統合幕僚学校、陸上自衛隊（陸上幕僚監部を除く。）、海上自衛隊（海上幕僚監部を除く。）、若しくは航空自衛隊（航空幕僚監部を除く。）の部隊・機関又は技術研究本部の附置

機関における保有個人情報の安全及び正確性の確保のために必要な措置については、各幕僚長又は技術研究本部長が、それぞれ個人情報安全確保訓令に準じて規程を定めるものとされている。

航空自衛隊については、その内部規則において各部隊等が個人情報の保有状況を上級部隊に報告するよう定めていないため、上級部隊が隷下部隊における個人情報の保有状況を把握できていなかった。

なお、陸上自衛隊及び海上自衛隊については、各自衛隊達において部隊等が保有する個人情報ファイルの一覧表を上級部隊に提出することを求め、これにより上級部隊に隷下部隊における個人情報の保有状況を把握させている。

b 背景・評価

航空自衛隊においてこうした事例が見られた背景としては、

- ① 航空幕僚監部が、関係する訓令等の規定内容及びその趣旨を十分検討せず、かつ、訓令等を所管する内部部局と調整しないまま、訓令制定以前に航空自衛隊において制定した規則を維持したこと
- ② 上級司令部及び各部隊等が、その業務の実施に当たり、上位の訓令等よりも航空自衛隊の内部規則に依拠する傾向があることが挙げられる。

このような組織の運営・管理の状況は、法令遵守の観点から見て好ましくない。

したがって、関係する訓令等と整合していない航空自衛隊の内部規則については、訓令等を所管する内部部局とも調整の上、速やかに見直しを行う必要がある。また、今後、関係する訓令等の規定内容及びその趣旨を十分検討した上で内部規則を制定するよう、航空幕僚監部等は、各レベルにおいて規則制定に携わる隊員を指導する必要がある。

(イ) 服務事案への対応

一部の部隊において、近年生起した服務事案に関し、十分な再発防止策が講じられていないなど、必ずしも適切な対応がなされていない事例が認められた。この背景には、平成21年度報告においても指摘したように、

- ① 隊員の意識として、こうした事案の原因を組織の問題としてではなく、隊員個々人の資質の問題であると理解する傾向が強いこと
 - ② 指揮官の意識としても、教育等による不祥事の未然防止よりも、懲戒処分による一般予防を重視していること
- があるものと考えられる。

個別の服務事案への対応は、第一義的には当該事案が生起した部隊

等の長の責任において行われるべきものではあるが、その対応状況のいかんによっては、航空自衛隊全体に対する国民の信頼を損なうおそれも否定できない。

したがって、かかる事態を招かないよう、服務事案への航空幕僚監部及び上級司令部の更なる関与の在り方について検討することが望ましい。

オ 法令遵守に係る教育

平成21年度報告においても指摘したように、服務指導に関して各級指揮官の権限・責任が曖昧であること等により、服務指導や法令遵守に係る教育が末端の編制単位部隊（飛行隊等）の長に任されている状況が引き続き認められた。

できるだけ現場の実状に即した内容の教育を行うという観点からは、編制単位部隊ごとに教育を実施させることも理解できる。しかしながら、教育の内容を全て編制単位部隊の判断に委ねることは、部隊によって教育内容にばらつきが生じたり、教育すべき重要な事項が欠落したりするおそれがあり、好ましくない。

したがって、航空自衛隊全体として、より統一され、かつ、より充実した内容の教育が実施されるよう、航空幕僚監部が上級司令部等を通じより積極的に指導することが望ましい。

(3) 陸上自衛隊

ア 集団維持の重視

平成21年度報告においては、平成20年度に実施した法令遵守の意識・態勢に関するアンケート結果を基に、陸上自衛隊が海上自衛隊・航空自衛隊に比べて集団維持機能の強い組織であることを指摘した。

平成22年度に実地監察を受けた一部の師団においては、師団長、副師団長等のリーダーシップの下、司令部が行う秘密保全検査に併せて個人情報管理状況等の点検・指導を行ったり、隊員のストレス対処能力の向上、服務事故防止等を目的とした訓練を実施したりするなど、各分野において法令遵守のための独自の取組を行っており、その積極的な姿勢が末端の隊員にまで浸透している状況が認められた。これは、集団維持機能の強さが良い方向に表れた一例と考えられる。

陸上自衛隊のこの組織特性が、法令遵守の意識・態勢においてどのような形で表れているかについては、更に監察を実施する。

イ 隊員間のコミュニケーション、幹部と陸曹士との関係

平成22年度の監察においても、隊員相互のコミュニケーションを阻害するような勤務環境は、特に見当たらなかった。また、幹部と陸曹士という階級差により、両者の一体感が阻害され、業務の実施に支障が生じているような特段の状況は認められなかった。

これらの点については、更に監察を実施する。

ウ 法令遵守に係る教育

平成21年度報告においても指摘したように、個人情報保護及び公益通報者保護制度に係る教育が十分行われていない状況が、引き続き認められた。これについては、陸上幕僚監部及び各方面総監部の指導・監督が十分でない可能性も考えられることから、その点も含め、更に監察を実施する。

エ 情報保証

情報保証訓令第35条第2項により、業務用パソコンを職場から持ち出す場合には情報システム情報保証責任者の許可を受けなければならないにもかかわらず、一部の部隊において、訓練・演習の際に許可を得ることなく業務用パソコンを演習場に持ち出していた。

また、情報保証訓令第35条第1項により、業務用パソコンの盗難防止措置を講じなければならないにもかかわらず、一部の部隊において、ワイヤ等で固定されていないノートパソコンが存在した。

さらに、情報保証訓令第14条により、電子計算機情報のうち利用を制限すべきものがある場合には、情報システムに当該情報へのアクセス制限機能を設けなければならないにもかかわらず、一部の部隊において、こうした設定が十分行われていない状況が認められた。

このように、陸上自衛隊においては、末端の部隊等に情報保証訓令の趣旨が十分周知徹底されていない可能性があることから、この点についても更に監察を実施する。

(4) 海上自衛隊

平成22年度における海上自衛隊の実地監察対象機関等は、別紙第4のとおり、2つの機関等のみであった。その限りにおいて、平成21年度報告において指摘した海上自衛隊の組織の現状・特性については、特に付け加えるべき事実は確認されなかった。

なお、現在、海上自衛隊においては、海上自衛隊抜本的改革の実行上の指針（平成20年12月24日）に基づき、隊務運営改善等による組織の活性化を図るため幹部から海曹への業務移管が進んでいるところであるが、上記機関等においては、情報保証、個人情報保護等に係る管理業務の実務を全て幹部自衛官が担当していた。今後、上記管理業務の実務においても海曹を活用していくことが望ましい。

(5) 内部部局

以下は、平成22年度に実施した大臣官房、経理装備局及び地方協力局に対する監察結果に基づくものであり、内部部局に対する監察は、今後も継続する。

ア 職員の意識

自らが所属する部署の所掌事務の範囲にこだわる意識が強く、縦割りの業務遂行に陥りがちである。

このため、既に指摘した入札談合防止に向けた取組のように、内部部局内の複数の部署の所掌事務にまたがる懸案事項について、関係部署による協同態勢が必ずしも十分とられていない場合がある。

したがって、このような懸案事項の処理に当たっては、できるだけ早期に関係部署による協同態勢を確立することが望ましい。

イ 業務の実施状況

防衛省における各種施策の企画立案を担っており、その業務の実施に当たっては、内部部局内はもとより、各幕僚監部等との密接な調整・連携が求められる。

しかしながら、平成22年度の監察において、個人情報安全確保訓令、情報保証訓令等の趣旨に合致しない業務が行われている事例が確認されたところ、その一因として、

- ① 訓令等の制定に当たっての内部部局と各幕僚監部との調整において、不十分な面がうかがえること
- ② 各自衛隊における関係規則の制定、各幕僚監部による各部隊・機関への指導等が訓令の趣旨に沿って適切に行われているかについて、内部部局が十分把握していないこと

が挙げられる。

したがって、訓令等の制定に当たっては各幕僚監部との間で十分な調整を行い、その趣旨が各自衛隊に正確に理解されるよう努めるとともに、当該訓令等を受けた各自衛隊における関係規則の制定、各部隊・機関への指導等が適切に行われているかについて、各幕僚監部を通じ十分把握する必要がある。

ウ 法令遵守に係る教育

個人情報保護、情報保証等について、その制度の所管部署が個人情報保護管理者、情報保証責任者等の関係職員に対し教育を行っている。しかしながら、関係職員以外への教育は、一部を除き、当該関係職員を經由した資料の回覧又は電子メールによる情報の配布によるものが主であり、その結果、各職員の理解度にはばらつきがある。

したがって、関係職員以外の職員についても、資料等の回覧・配布にとどまらず、更なる教育の機会を設けるとともに、各級管理者が適時適

切に各職員の理解度を確認しつつ指導することが望ましい。

(6) 防衛大学校

ア 職員の意識

業務の都合を優先し、訓令等を独断で解釈して運用している事例が認められるなど、全般的に法令遵守の意識は低い。

特に、校務の主体を担う教官においては、法令遵守より学生教育や研究の便宜を優先する傾向があり、その結果、訓令等に定められた手続がなおざりにされがちである。

イ 業務の実施状況

教官と他の事務系職員との間の意思疎通及び業務上の連携が十分でなく、このことが原因で訓令に基づく業務の実施が適切に行われていない事例が確認された。

したがって、両者の意思疎通及び業務上の連携が図られるよう努める必要がある。

ウ 法令遵守に係る教育

入札談合防止、情報保証、個人情報保護等に係る教育は一通り行われている。特に、情報保証については、教育資料の中で教育機関の特性に応じた事例を紹介するなど、工夫が見られる。

しかしながら、関係訓令等についての職員の理解は十分でなく、また、以下のように訓令等に定められた基本的事項が履行されていない状況が少なからず確認されたことから、教育の成果が上がっているとは言い難い。

- ① これまで秘密文書の閲覧実績がないことを理由に、訓令に基づく閲覧簿の作成が行われていなかった。
- ② 可搬記憶媒体及び私有パソコンに関し、訓令に基づく監査が一部行われていなかった。
- ③ 競争的研究資金の管理体制に関し、文部科学省のガイドラインに定められている職務責任者の職名の公開がなされていなかった。また、内部規則に定める部局責任者の役割が機能していない状況であるとともに、内部監査も実施されていなかった。

したがって、教育の成果を絶えず確認し、その結果を踏まえて更なる教育の充実を図る必要がある。また、必要に応じ、内部部局の関係部署による点検を受けることが望ましい。

(7) 自衛隊地区病院

ア 隊員の意識

一部の病院において、現場での医療業務に従事する診療部門と、総務・会計・外来受付（医事）を担当する事務局部門との間の意思疎通が必ずしも十分でない状況が認められた。また、同じ診療部門内においても、

医療安全管理に関して医師と看護師との間の意識の差をうかがわせる事例が、一部の病院において認められた。

イ 業務の実施状況

一部の病院において、配属される医師の人数が十分でないため、管理職レベルの医師が一人で複数の重要ポストを兼務したり、本来医師が担当するのが望ましいポストを歯科医師が担当したりしている状況が見られた。現状においては、これが原因で重大な問題は生起していないものの、かかる状況が常態化すれば、業務多忙又は管理不行き届きによる事故等を招くおそれも否定できない。

このような医師の配置の問題は、一病院限りで解決できるものではないことから、中央において各病院の実情を正確に把握した上で、中長期的な観点から解決を図っていくことが望ましい。

ウ 法令遵守に係る教育

各部署ごとの教育が主体であり、病院全体としての統一された教育はほとんど実施されていない。特に、診療部門においては、医療安全管理に関する教育は積極的に行われている一方、秘密保全、情報保証、個人情報保護等防衛省の業務全般に係る法令・規則に関する教育は、必ずしも十分とは言えない。

医師、看護師等の勤務形態に鑑みれば、教育を各部署ごとに実施することはやむを得ないとしても、教育内容についてはできるだけ病院内で統一を図る必要がある。特に、診療部門において医療安全管理以外の法令・規則に係る教育を充実させる必要がある。

エ その他

自衛隊病院等在り方検討委員会報告書（平成21年8月28日）を受けて診療所化が検討されている一部の病院において、地元採用の看護師等が将来への漠然とした不安を抱えたまま勤務している状況が認められた。

かかる状況が万が一にも事故等につながることを防ぐよう、こうした隊員に対する適時適切な情報提供に努めるなど、不安の解消に努めることが望ましい。

(8) 自衛隊地方協力本部

ア 隊員の意識

自衛官等の募集、自衛官の再就職援護業務の実施等を任務とし、特に、個人情報保護及び情報漏えい防止に高い意識が求められるにもかかわらず、一部の地方協力本部においては、隊員の個人情報保護及び情報漏えい防止に対する意識及び関係法令・規則の理解度が低い。

イ 業務の実施状況

陸上自衛隊の各方面総監の指揮監督下にあるが、各方面総監による各地方協力本部に対する法令遵守の観点からの監督・統制は、必ずしも十分に行われていない。しかも、地区隊、募集事務所等が広範囲に分散配置されていることから、地方協力本部長による日常的な指導・統制が行き届きにくい環境にある。

したがって、各方面総監による法令遵守の観点からの監督・統制を強化するとともに、平素から地方協力本部長自らが隷下の地区隊、募集事務所等の長をより積極的に指導することが望ましい。

ウ 法令遵守に係る教育

情報保証、個人情報保護等に係る業務の中核となるべき隊員に対する教育が質量ともに不足している。教育に当たっては、上級司令部から配布された教育資料をそのまま使用している場合がほとんどであり、地方協力本部の業務の特性や実情、地方協力本部における過去の不祥事の教訓等が反映された教育内容となっていない。

したがって、今後、地方協力本部の業務の特性等に応じ教育内容を工夫するなどして、質量ともにより充実した教育を行うことが望ましい。

エ その他

内部部局及び陸上幕僚監部が発出した業務上必要な通知文書の一部が、地方協力本部に関係するものであるにもかかわらず、各方面総監部経由で配布される際に地方協力本部への送達が遅延したり、そもそも配布されていない事例が認められた。

今後このようなことがないよう、陸上幕僚監部が各方面総監部を指導することが望ましい。

4 今後の予定

「法令遵守の意識・態勢」については、平成23年度においても監察を継続する。

その際、自衛隊に対する監察は、陸上自衛隊に重点を置いて実施する。

第4 個人情報保護の状況

1 概要

個人情報保護について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、個人情報安全確保訓令等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、業務の性格上特に個人情報を取り扱うことの多い自衛隊地区病院、自衛隊地方協力本部及び地方防衛局について監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

各機関において、隊員・職員の個人情報保護に関する意識、個人情報の管理体制、個人情報ファイル及び保有個人情報の管理状況、個人情報を取り扱うシステムの状況、隊員・職員に対する個人情報保護に関する教育状況等について、実地監察を行った。

また、過去に個人情報漏えい事案が生じた機関においては、その教訓が引き継がれ、十分な再発防止策が講じられているかという視点からも、実地監察を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第5のとおりである。

イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は88日、面談相手の延べ人数は415名である。

3 実地監察の結果

(1) 各機関等に共通する事項

平成22年度の監察においては、直ちに個人情報の流出につながるような状況は認められなかったものの、多くの機関等において、以下に掲げるような個人情報安全確保訓令等に定められた基本的事項が実施されていない状況が認められた。

- ① 「個人情報」の標記の表示
- ② 保護責任者、保護管理者等の指定
- ③ 管理台帳等の整備
- ④ 個人情報ファイルの管理台帳への登録
- ⑤ 個人情報の利用目的の明示

- ⑥ 保有個人情報の複製・送付・持ち出しに当たっての手續
- ⑦ 保護管理者による非常時における対応措置の策定
- ⑧ 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合における特約条項の設定

このような状況であるにもかかわらず、関係規則に基づき各機関等が行っている定期点検においては、これらの不備についてほとんど指摘がなされないまま、個人情報の管理状況について異常がない旨上級司令部等に報告されていた。このことから、平成22年度の監察結果を見る限りにおいては、各機関等による定期点検が形骸化していると評価せざるを得ない。

他方で、以下に示すように、現行の関係規則が現場の実態に即していないと思われる事例も確認され、かつ、この点について個人情報安全確保訓令に基づき防衛省の総括保護管理者たる大臣官房長が定めた通知の内容と一部の自衛隊達との間に齟齬があることから、現行の関係規則の在り方についても再検討する必要がある。

(2) 自衛隊地区病院

ア 隊員の意識

医師及び看護師からは、「養成段階から法令上の守秘義務を叩き込まれているので、個人情報保護の意識は高い」との意見が数多く聞かれた。

しかしながら、自らの意識の高さを過信する余り、個人情報保護関係法令・規則に定める手續等を正確に理解し実践しようという姿勢が不十分である。

刑法等が定める医療従事者の守秘義務は、医療従事者の故意による義務違反を処罰対象とすることにより、医療従事者に対して直接的な義務を課すものであるのに対し、行政機関個人情報保護法及びその関連法令は、行政機関による個人情報の取得から処分に至るまでの一連の取扱いに関して種々の制度を設け、その取扱いを適正化することにより個人情報を全般的に保護しようとするものであり、故意による場合に限らず、過失や第三者の行為による個人情報の流出をも防止しようとするものである。このように、両者の目的に共通する点はあるものの、守秘義務を遵守しさえすれば個人情報保護についても万全であるということではない。

したがって、医師、看護師等の医療従事者に対しても、他の隊員と同様、個人情報保護関係法令・規則に定める手續等を繰り返し教育し、個人情報保護の意識を高める必要がある。

イ カルテの保管

各病院においては、現に使用している外来患者用及び入院患者用カルテについては、鍵のかからない容器に保管している。他方、現行の関係規則においては、原則として保有個人情報を鍵のかかる容器に保管する

ことを求めており、特に、大臣官房長通知及び海上自衛隊達においては、上述のようなカルテの取扱いを許容する例外規定が存在しない。

しかしながら、複数の医師、看護師等がカルテを頻繁に出し入れして使用する診療業務の実状に鑑みると、カルテを常に鍵のかかる容器に保管するよう求めることは現実的ではないと考えられる。

なお、厚生労働省が定めた医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日）や、インターネット上で公表されている一部の民間病院が定めた規則を見る限りでは、カルテについて鍵のかかる容器への保管を求めている例を確認することはできなかった。

ウ 医療情報の健康管理者への提供

病院においては、必要に応じて、患者である自衛官の診療情報を当該自衛官の健康管理者である所属部隊等の長に提供することがあり得る。

これについて、一部の病院においては、所属部隊等から照会があった場合の対応要領を統一するための措置がとられないまま、各担当医師の個別判断により診療情報の提供が行われている状況が確認された。現状のままでは、所属部隊等の長から強い要求があった場合に、関係法令・規則に照らして適切でない形で診療情報の提供が行われる可能性も否定できないことから、中央において統一的な指針を示す必要がある。

(3) 自衛隊地方協力本部

ア 隊員の意識

業務の性格上、多数の保有個人情報を保管し、かつ、部外に送付したり持ち出したりする機会が多いにもかかわらず、一部の地方協力本部においては、隊員の個人情報保護に対する意識及び関係法令・規則の理解度が低い。

イ 保有個人情報の保管状況

一部の地方協力本部においては、保有個人情報に該当するのは自ら作成したもののみであるという誤った理解に基づき、部外団体が作成した文書を保有個人情報として取り扱わず、鍵のかからない容器に保管していた。

このような状況は、上に述べたような隊員の個人情報保護に対する意識及び関係法令・規則の理解度の低さに起因するものと考えられる。

したがって、地方協力本部の隊員に対し個人情報保護に係る教育を実施するに当たっては、地方協力本部の業務の特性に即した教育内容とするとともに、その都度教育の効果を確認するよう努める必要がある。

ウ 情報漏えい事案の再発防止に向けた取組

過去に個人情報漏えい事案が生じた地方協力本部においてさえも、属人的な問題として事案が処理され、十分な再発防止策がとられないま

までであるなど、事案の教訓が生かされていない。

今後は、全ての地方協力本部が過去の個人情報漏えい事案を自らの教訓とし、再発防止策についても軌を一にして取り組むよう、内部部局及び陸上幕僚監部がより積極的に指導することが望ましい。

(4) 地方防衛局

ア 職員の意識

基地周辺対策等を業務とする関係上、部外者に係る多くの保有個人情報を取り扱っているにもかかわらず、個人情報保護に係る職員の意識にはかなりばらつきがあり、全般的にみて職員の個人情報保護に対する意識及び関係法令・規則の理解度が低い。

一部の地方防衛局においては、関係職員でさえも関係法令・規則を十分理解していない状況が認められた。

したがって、地方防衛局の職員に対し個人情報保護に係る教育を実施するに当たっては、地方防衛局の業務の特性に即した教育内容とするとともに、その都度教育の効果を確認するよう努める必要がある。

イ 保有個人情報の保管状況

一部の地方防衛局においては、個人情報が記載された膨大な資料を鍵のかかる保管庫に収納しきれず、執務室の床等に積み上げるなどしている状況が認められた。

このように保有個人情報の安全確保が不十分なままでの保管が常態化している状況はできるだけ早く解消すべきであり、各地方防衛局が、個人情報安全確保訓令を所管する大臣官房と協議しつつ、速やかに対応策を講じる必要がある。

また、資料が膨大であるなどの理由により鍵のかかる容器への保管が物理的に困難な場合に、保有個人情報の安全を確保し得ることを条件に他の保管方法を認めるよう、関係規則を見直すことも一方策である。

ウ 情報漏えい事案の再発防止に向けた取組

過去に個人情報漏えい事案が生じた地方防衛局においてさえも、属人的な問題として事案が処理され、十分な再発防止策がとられないままであるなど、事案の教訓が生かされていない。

今後は、全ての地方防衛局が過去の個人情報漏えい事案を自らの教訓とし、再発防止策についても軌を一にして取り組むよう、内部部局がより積極的に指導することが望ましい。

エ その他

一部の地方防衛局が締結した業務委託に係る契約書に、個人情報安全確保訓令等が求める個人情報保護に係る特約条項の一部が盛り込まれていないことが確認された。

直接の原因は、地方協力局が各地方防衛局に対し示した契約書の様式

に不備があったことにあるが、各地方防衛局においても、内部部局からの指導に依拠するのみではなく、自ら個人情報安全確保訓令等の内容を確認するなどして自律的に業務を遂行する必要がある。

4 今後の予定

「個人情報保護の状況」については、平成23年度においても監察を継続する。

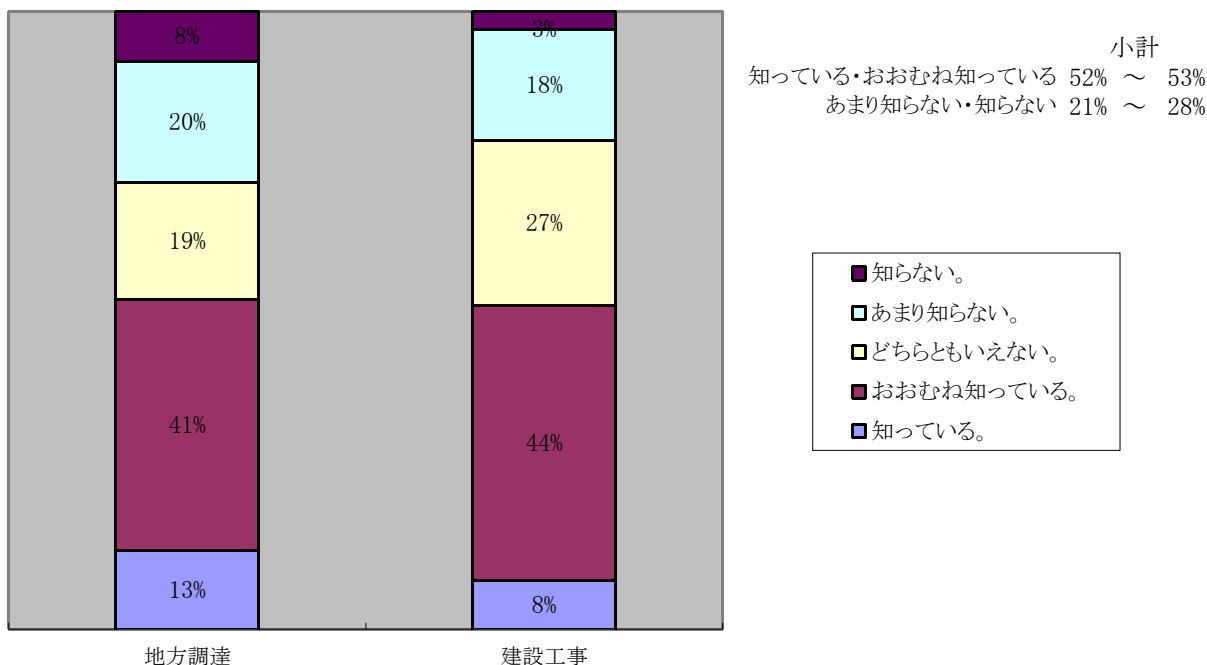
その際、内部部局及び各幕僚監部の担当部署が各機関・部隊における個人情報保護の意識を高めるためにどのような取組を行っているかという観点から、更に監察を実施する。

アンケート実施対象機関等（入札談合防止）

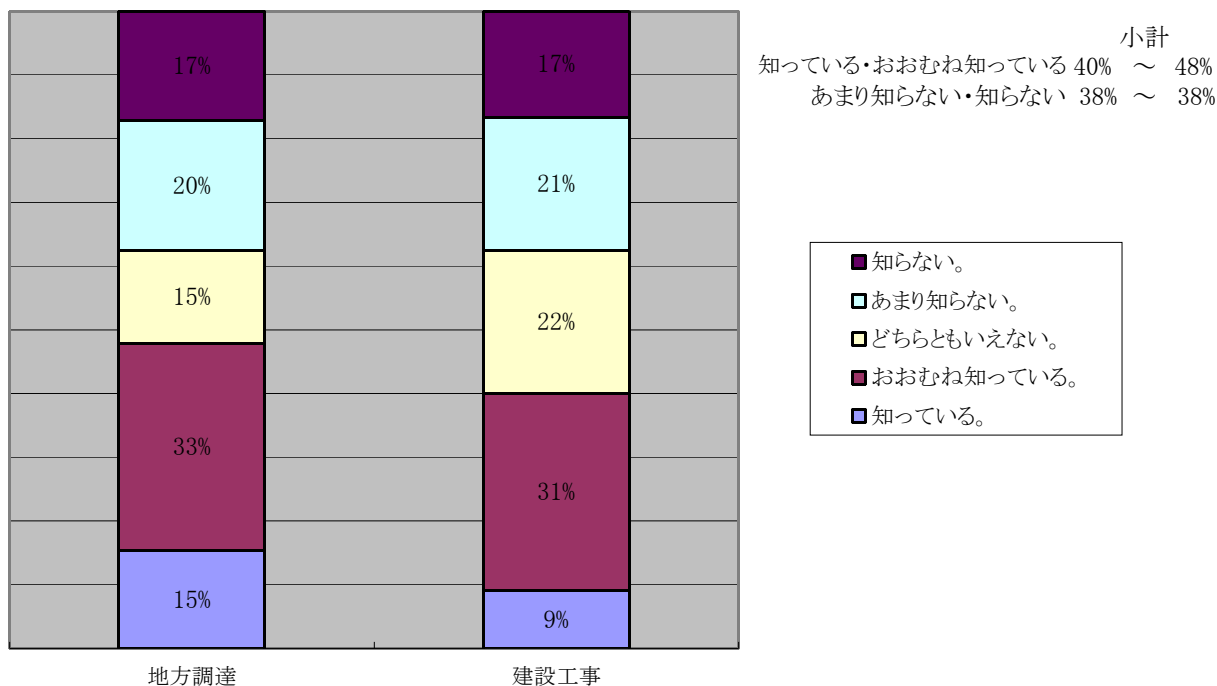
対象機関等（回答者数）	
地方防衛局等 （278）	北海道防衛局（59）、帯広防衛支局（14） 近畿中部防衛局（38）、東海防衛支局（68） 九州防衛局（72）、熊本防衛支局（27）
陸上自衛隊 （891）	補給統制本部（505） 関東補給処（386）
海上自衛隊 （315）	横須賀地方隊（212） 艦船補給処（103）
航空自衛隊 （352）	第3補給処（212） 第4補給処（140）
合 計（1,836）	

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。



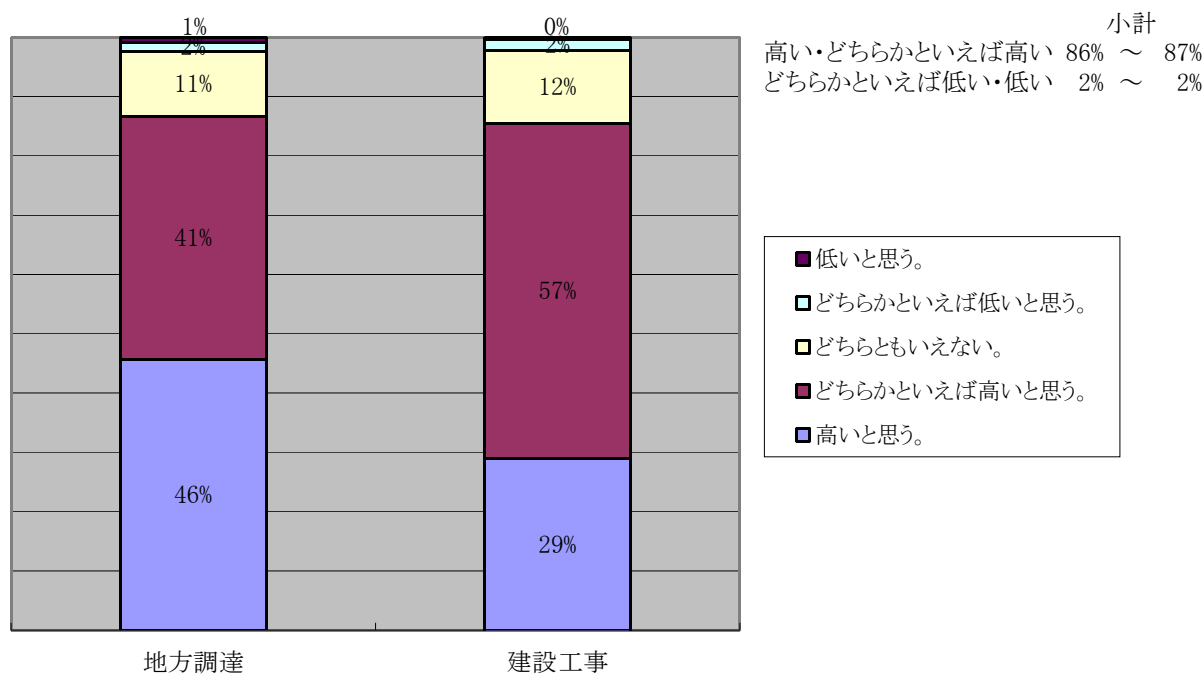
(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達の適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



(注) %は、四捨五入によっているので、小計と符合しないことがある。

2 入札談合の防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合の防止に対する意識についてどう思いますか。



(注) %は、四捨五入によっているので、小計と符合しないことがある。

実地監察の対象機関等（入札談合防止）

年度	対象機関等	
19	陸上自衛隊	補給統制本部
	海上自衛隊	海上幕僚監部
		補給本部
	航空自衛隊	補給本部
	技術研究本部	内部部局
	装備施設本部	
20	陸上自衛隊	北海道補給処
	海上自衛隊	呉地方隊
	航空自衛隊	第1補給処
	地方防衛局	北関東防衛局、沖縄防衛局
21	防衛大学校	
	統合幕僚監部	
	情報本部	
	地方防衛局	中国四国防衛局、南関東防衛局、東北防衛局
22	陸上自衛隊	補給統制本部
		関東補給処
	海上自衛隊	横須賀地方隊
		艦船補給処
	航空自衛隊	第3補給処
		第4補給処
地方防衛局等	北海道防衛局、帯広防衛支局 近畿中部防衛局、東海防衛支局 九州防衛局、熊本防衛支局	

実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等	
陸上自衛隊	陸上幕僚監部
	第 1 師団（練馬駐屯地所在部隊のみ） 練馬駐屯地業務隊 第 3 3 8 会計隊 第 3 1 6 基地通信中隊
	第 2 師団（旭川駐屯地所在部隊のみ） 旭川駐屯地業務隊 第 3 4 3 会計隊
	第 1 5 旅団 那覇駐屯地業務隊 第 4 3 0 会計隊 航空学校（霞ヶ浦分校及び宇都宮分校を除く）
海上自衛隊	第 3 術科学校 下総教育航空群
航空自衛隊	第 2 航空団 特別航空輸送隊
	第 2 9 警戒隊
	第 7 航空団
	第 8 航空団 第 7 高射隊
	第 3 輸送航空隊
	第 1 2 飛行教育団 航空教育隊（防府南基地所在部隊のみ）
	第 4 術科学校 航空医学実験隊 第 1 補給処立川支処 航空中央音楽隊 航空安全管理隊
	内部部局
	防衛大学校

実地監察の対象機関等（個人情報保護）

対象機関等	
自衛隊地方協力本部	自衛隊札幌地方協力本部
	自衛隊神奈川地方協力本部
	自衛隊鹿児島地方協力本部
地方防衛局	北関東防衛局
	南関東防衛局
	中国四国防衛局
自衛隊地区 病院	自衛隊札幌病院
	自衛隊横須賀病院
	自衛隊富士病院
	自衛隊岐阜病院
	自衛隊福岡病院